

タイトル

【メールマガジン：茨城県都市計画課】集約と連携のまちづくりを進めーる便 Vol.60

集約と連携のまちづくりを進めーる便 Vol.60

(担当部署が異なる場合は、お手数ですが転送をお願いいたします。)

R7.3.13 配信

茨城県都市計画課では、「集約と連携のまちづくりを進めーる便」により、まちづくり推進のため最新の国の動きや県内のまちづくり状況、立地適正化計画の作成等に関する情報を県内市町村へ発信しております。

今年度4回目の配信となるVol.60では、主に「都市計画運用指針 第13版（令和6年11月8日一部改正）について」を紹介いたします。今回改正があった都市計画運用指針について、主な改正点を整理しましたので、内容を把握する際の参考にしていただければ幸いです。

主な改正点は、以下の2つです。

【改正点1】都市計画における緑地の位置付けの向上

都市計画を定めるに当たっての基本的な考え方について、これまでは「都市計画区域マスタープランに都市の緑の将来像を位置付け、これに即して個別の都市計画を定めるべきである」としていた。

今回の改正により、「都市計画区域マスタープラン、都市緑地法第3条の3に基づく緑の広域計画（※1）に都市の緑の将来像を位置付け、これに即して個別の都市計画を定めるべきである」とされた。

なお、本県において、都市計画区域マスタープランでは、緑地の保全等の方針は記載済。緑の広域計画の策定については、今後検討していく。

※1…「緑の広域計画」とは、都道府県が、一つの市町村を超える広域的な見地から、緑地の保全等に関する広域計画を策定することができるものであり、都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ積極的に当該措置を実施（都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用等）するものである。

【改正点2】緑地の機能維持促進事業についての位置付け

特別緑地保全地区内の緑地を維持していくために、機能維持増進事業（※2）に都市計画税を充当する場合は、①対象とする特別緑地保全地区内の土地を「都市計画緑地」として都市計画に定め、さらに、②その緑地の整備に関する事業の施行について都道府県知事の確認を経る必要がある。

今回の改正により、①と②の手続きについて、以下のとおり特例が設けられました。

＜①に関する特例＞

当該土地は既に「特別緑地保全地区」として都市計画決定手続きを経ているところ、それと同じ土地・同じ趣旨（緑地の整備・保全）で都市計画緑地についての都市計画決定もする場合、再び全く同じ手続きを行うことは二重の手続きとなる面があることから、その合理化のため措置したものである。

具体的には、市町村が緑の基本計画に「機能維持増進事業の実施の方針」を定めて公表した場合、特別緑地保全地区内の土地に都市計画緑地を定めるときは、公聴会の開催等や都道府県知事への協議が不要となるとともに、縦覧期間中に異議を述べる意見書がなかった場合は、都市計画審議会への付議を行わないことも可能となる。

ただし、当該付議を行わない場合は、本特例による都市計画緑地の決定後に都市計画事業認可に関する特例（後述）が続くことも踏まえ、公正かつ専門的な第三者としての専門機関である都市計画審議会に対しては、異議がなかった旨と併せて都市計画の案を報告することが望ましい。

＜②に関する特例＞

機能維持増進事業を都市計画事業として実施するための都道府県知事との間の手続を簡素化するものとして措置したものである。具体的には、市町村が緑の基本計画に機能維持増進事業の具体的な事業手法（主体、場所、内容、期間等）を定め、都道府県知事に協議して同意を得た場合は、その計画の公表と同時に都市計画事業の認可を受けたものとみなされることとなる。これにより、機能維持増進事業を都市計画事業として実施することが可能となり、都市計画税を充当することも可能となるものである。

※ 2…「緑地の機能維持増進事業」とは、緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備のことであり、具体的には樹木の皆伐・択伐等が例として挙げられる。

【都市計画運用指針改正箇所と立地適正化計画の関わり】

立地適正化計画の作成や取組にあたっては、「緑の基本計画との連携が図られることが望ましい」という表現から、改正によって、「緑の基本計画との調和が保たれたものでなければならぬ」とされた。

【都市緑地法に関連する計画の茨城県内作成状況】（R6. 3. 31 時点）

○緑の広域計画（県）

→未作成

○緑の基本計画（13 市町村）

→作成（水戸市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、東海村、阿見町）

【特別緑地保全地区の茨城県内指定市（1 市）】（R6. 3. 31 時点）

特別緑地保全地区は、都市計画区域内の緑地であって、特に良好な自然環境を形成しているもので、市街地及びその周辺地域に存するものについて指定する。

→ 水戸市 上市緑地保全地区 面積 24.0ha 決定年月日 H5.10.1

【参考資料】

- ・都市計画運用指針 第 13 版（令和 6 年 11 月 8 日一部改正）
https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001841988.pdf
- ・都市計画運用指針（令和 6 年 11 月 8 日一部改正）新旧対照表（全文）
https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001841987.pdf
- ・都市緑地法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 40 号）
<https://www.mlit.go.jp/toshi/kankyo/content/001841316.pdf>
- ・「緑の基本方針」の策定について（令和 6 年 12 月 20 日 国土交通省 報道資料）
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001853405.pdf>